

紋別市立上渚滑小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法 第2条 いじめの定義 による

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行う。

「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断すること

すなわち、いじめというのはいわゆる加害児童がどんなつもりでその行為をおこなっているかではなく、被害児童がその行為により肉体的、精神的苦痛を受けているか否かが問われるものである。加害児童が遊びの延長のつもりだったとしても、被害児童が苦痛を感じていればそれは「いじめ」である。

2 基本方針策定に当たって

いじめ防止対策推進法 第8条 学校及び学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定する。

学校いじめ防止基本方針を定める意義

- 教職員がいじめを抱え込まず、組織として一貫した対応となる
- 対応の方針を示すことで、児童生徒や保護者の安心感やいじめの抑止につながる
- 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることで加害者への支援につながる

いじめ防止のための基本姿勢

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

3 いじめの防止・早期解決にむけての方策

(1) 学校いじめ対策組織の設置

ア「いじめ防止対策推進法 第22条 いじめの防止等の対策のための組織
学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置く

イ「いじめ等対策委員会」

本校においては、上記組織を「いじめ等対策委員会」と称し、管理職、学級担任、養護教諭を基本として「校内委員会」を構成する。事例により、学校運営協議会やP T A役員、児童館職員等にも参加依頼し、「拡大委員会」を開催し情報交換やいじめ対策にあたる。

ウ 学校いじめ防止基本方針の点検・見直し

「いじめ等対策委員会」を中心に取り組む。

- P … 課題の明確化、目標設定、具体的な行動計画等の設定
- D … 基本方針に基づく取組の実施
- C … 客観的な指標を用いた点検
- A … 基本方針の見直し

エ 組織及び活動のイメージ(図1)

(2) いじめに対する措置

ア いじめ防止対策推進法 第23条 いじめに対する措置

- ①学校は、通報を受けたときや、学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの事実の有無を確認し、その結果を当該学校の設置者に報告する。
- ②いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒・保護者への支援や、いじめを行った児童生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に行う
- ③必要な場合は、いじめを行った児童生徒を別室で学習させる等、いじめを受けた児童生徒などが安心して教育を受けられるようにする。
- ④いじめの事案に係る情報をいじめを受けた児童生徒の保護者や生徒の保護者と共有するための措置を行う。
- ⑤いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携して対処し、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

イ 同法 第25条 校長及び教員による懲戒

校長及び教員は、児童生徒がいじめを行っている場合で教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える。

ウ 本校での取組

- ①日常的ないじめ防止のはたらきかけ
 - ・日々の人間関係構築に尽力し、児童が相談しやすい雰囲気作りをする。
 - ・きめ細かい児童観察と職員間の情報交換によるいじめ等の早期発見への努力をする。
 - ・職員全員による日常的な児童への声かけを行う。
 - ・道徳教育と関連づけ、心の教育に力を入れる
 - ・特別活動（委員会・集会活動・学校行事など）を通して、異学年交流の機会を持ち、互いに認め合い、思いやる気持ちを育む。
 - ・複式学級の特徴を生かした近隣学年との交流による人間関係の構築を図る。
 - ・いじめ未然防止プログラム 活動例のマトリクス作成(図2)

②いじめと思われる言動、児童からの訴え、保護者からの通報等があった場合

- 速やかに事実の有無を確認するとともに、その結果を校内で共有する。また、結果について管理職を通して紋別市教育委員会に報告する。

③いじめの疑いがある場合

- 詳細な事実確認を行う。被害児童と加害児童を同時刻に他の児童の目につかない別室にて、それぞれに教師をあてて聞き取りをする。聞き取りの突き合わせを行う時刻を決めておき、そこまでに聞き取ったことを合わせる。その間、被害児童、加害児童とも聞き取りを行った部屋に待機させる。聞き取った内容は、統一した記録表に記録しておく。
- 聞き取りに食い違いがあった場合は、再度聞き取りを行い確認する。
- 見ていた児童がいた場合は、その児童にも聞き取りを行う。いずれの場合も、聞き取りは事前に通告せず、同時に行うのが望ましい。（口裏を合わせたり、証言の強要ができないように。）

④いじめが認められた場合

- 被害児童の支援を最優先に考える。保健室等、別室における指導などの手立てを取る。
- 事実と指導の手立て等を、委員会へ速やかに報告。
- 校内で情報を共有し、全職員で解決にあたる。担任1人での解決は避ける。
- 関係する保護者への説明と協力依頼をする。いずれの保護者にも事実を説明すると共に、今後の指導について説明する。特に加害児童については、家庭でもその行為に至る原因が考えられないか話し合う。（加害児童が家庭の問題で心理的に不安を抱えていたり、兄弟とか別の何者かからいじめられており、その憂さ晴らしをしている等の可能性もあり。）今後の指導について、家庭にも協力を求める。
- 加害児童への指導の徹底。いじめは人間としてやってはいけないことだということを理解させる。やったほうの意志は関係なく、やられたほうが苦痛を感じていたらいじめであること、場合によっては犯罪行為になることなどを理解させる。
- 状況に応じ、加害児童の出席停止等の措置をとるなど、被害児童から一旦遠ざける措置をとる。

- 委員会とも相談し、場合によっては警察とも連携をとって対処する。

⑤アンケート

- 年2回のいじめアンケートを行い、必要に応じて個人面談を行う。

⑥校内研修

- 本校の実態や未然防止の取組について校内研修を行い教職員の資質能力向上を図る。
- 最新の知見に基づき、いじめの様態や対応について、常時アップデートを行う。

平成25年作成

平成30年7月4日 改訂

令和元年 5月8日 改訂

令和5年 4月1日 改訂

令和6年 4月1日 改訂

いじめ早期発見のためのチェックリスト

<記入日 年 月 日>

次の項目に当てはまる児童生徒がいる場合には、横に名前を記載してください。

児童生徒氏名

- 遅刻・欠席・早退が増えた。・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 教職員の近くにいたがる。・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 登校時に、体の不調を訴える。・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 休み時間に一人で過ごすことが多い。・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 交友関係が変わった。・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 表情が暗く（さえず）、元気がない。・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 視線をそらし、合わそうとしない。・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 衣服の汚れや擦り傷、傷み等が見られる。・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕

- 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。 []
- 体に擦り傷やあざができてることがある。 []
- けがをしている理由を曖昧にする。 []

- 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。 []
- ゴミ捨てなどいつも人の嫌がる仕事をしている。 []
- 一人で下校することが多い。 []
- 教室にいつも遅れて入ってくる。 []
- 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。 . . []
- 発言したり、ほめられたりすると冷やかしゃからかいがある。 []
- グループ編成の際に、所属グループが決まらず、孤立する。 []
- グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。 []
- 給食の際に配膳されなかったり、量を減らされたりする。 []
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする。 []

図 1

「いじめ等対策委員会」を中心としたいじめ対応組織図

